

デジタルデトックス・アドバイザー® 養成講座 受講および資格認定規約

制定日：2025年5月5日
一般社団法人 日本デジタルデトックス協会

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人日本デジタルデトックス協会（以下「当協会」といいます）が提供する「デジタルデトックス・アドバイザー® 養成講座」（以下「本講座」といいます）の受講および「デジタルデトックス・アドバイザー®」の資格認定・更新に関する事項を定めることを目的とします。

第2章 受講に関する事項

第2条（受講対象者）

本講座の趣旨に賛同し、受講を希望する個人または法人を対象とします。なお、未成年者が受講する場合は、保護者の同意が必要です。

第3条（申込条件）

次のいずれかに該当する場合、当協会は申込を承認しないことがあります。

- 虚偽の情報で申込を行った場合
- 過去に当協会の規約に違反したことがある場合
- 他者の権利を侵害するおそれがあると当協会が判断した場合
- 本講座の趣旨と異なる目的での申込と当協会が判断した場合

また、当協会からの連絡を受信できるメール環境を保持していることが条件となります。

第4条（申込手続および受講料）

受講の申込は、当協会所定の方法により必要事項を入力・送信のうえ、受講料を納入することで完了となります。完了後、申込者は「受講者」になります。申込完了後は原則として受講料の返金には応じません。

第3章 学習の進行とサポート

第5条（受講方法および受講期間）

本講座は、当協会が指定する教材を用い、オンラインまたは対面にて実施されます。受講期間は1年間（以下「標準学習期間」といいます）とし、その期間内に修了を目指していただきます。

第6条（オンラインサロンの利用）

標準学習期間中は、当協会が運営するオンラインサロン（以下「サロン」といいます）を無償で利用することができます。受講料には標準学習期間中のサロン利用料が含まれます。

第7条（受講期間の延長および対応）

標準学習期間内に修了できなかった受講者は、自己負担（半年単位：税込3,000円）によりサロンに入会することで、最長1年間の延長サポートを受けることが可能です。

第8条（修了未達成時の対応および免責）

以下の場合、受講者は資格認定の権利を失い、当協会のサポートも終了します。

1. 標準学習期間終了後、自己負担でのサロン入会を行わなかった場合
2. 延長サポート期間中（最長1年間）においても講座を修了できなかった場合

これらに該当する場合、受講料およびサロン利用料の返金は一切行いません。また、これに伴ういかなる損害についても、当協会は責任を負いません。

第4章 資格認定および更新

第9条（資格の認定および有効期間）

所定の条件を満たし本講座を修了した受講者に対し、当協会は「デジタルデトックス・アドバイザー®」の資格を認定します。

資格の有効期間は、講座受講開始月から起算して2年間とします。

第10条（資格の更新方法）

資格の更新は、以下いずれかの方法により行うものとします。

- Aプラン：更新料（税込12,000円）を納付し、当協会が定める更新レポートを提出することで、資格の有効期間が2年間延長されます。
- Bプラン：当協会が運営するサロンへ入会（半年単位：税込3,000円）することで資格が更新され、継続入会により資格が維持されます。

なお、プランの変更や併用は自由です。Bプランを利用している場合、サロンから退会した時点で資格は失効します。

第5章 その他の規定

第11条（禁止事項）

受講者は、次の行為を行ってはなりません。

1. 受講資格を第三者に譲渡または貸与すること
2. 教材・資料を無断で複製、転用、配布、販売、公開すること
3. 他の受講者または当協会の業務を妨げる行為
4. 法令または公序良俗に反する行為

第12条（知的財産権）

本講座に関する著作権その他一切の知的財産権は、当協会または当協会が許諾を受けた第三者に帰属します。受講者は当協会の許可なくこれらを使用することはできません。

第13条（個人情報保護）

受講者の個人情報は、法令および当協会のプライバシーポリシーに基づき適切に管理し、本講座の運営目的以外には使用しません。

第14条（免責事項）

1. 本講座の内容の正確性・完全性について、当協会は保証しません。
2. 天災、システム障害、通信トラブルなどにより受講が困難となった場合、当協会は可能な範囲で対応しますが、その責任を負いません。
3. 本講座の修了が、特定の職業や収入の保証となるものではありません。
4. 標準学習期間または延長期間を通じて修了できなかった場合、資格認定は行われず、いかなる補償や返金も行いません。

第6章 規約の改訂

第15条（規約の変更）

当協会は、本規約の内容を必要に応じて変更することができます。変更後の規約は、当協会のウェブサイト等で公表された時点から効力を持つものとします。

以上